

令和7年度青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震でのブロック塀等の倒壊等による人的被害を防ぐとともに、避難路の確保を図るため、既存ブロック塀等の耐震改修工事、建替え工事又は除却工事を実施する者に対し、当該年度の予算の範囲内で青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。
- (2) 避難路 市内の小学校又は中学校が設定した通学路又はおおむね8メートル以上の幅員を有する一般の通行の用に供する道路その他市長が認めたものをいう。
- (3) 耐震診断 ブロック塀等の点検のチェックポイント（平成30年6月21日付国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 耐震技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士、公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有すると認められる者をいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて耐震技術者の設計により行われるブロック塀等の改修をいう。
- (6) 耐震改修計画 耐震改修を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (7) 耐震改修工事 第5号に規定する工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行うものをいう。
- (8) 建替え工事 耐震診断の結果、不適合の項目があった既存のブロック塀等を撤去し、新たに築造する工事をいう。
- (9) 除却工事 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事をいう。

(補助対象塀)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 避難路沿道に存するものであること。
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (3) ブロック塀等が接する地盤面のうち、低い側からの高さ（基礎を含む。）が80センチメートル以上のものであること。
- (4) 過去に本市の補助を受けて耐震改修を行っていないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に補助対象塀を所有する者（法人を除く。）又はその親族であって、当該補助

対象塀に係る敷地を所有し、又は取得する予定であること。

(2) 市税に未納の額がないこと。

(3) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事、建替え工事又は除却工事とする。ただし、次に掲げる工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 既存のフェンス、門扉及び生垣等の工事

(3) 本市又は国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事

(4) 耐震改修工事又は建替え工事にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しない工事

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額（補助対象工事を行うブロック塀等1メートル当たり80,000円に補助対象工事に係る総延長を乗じて得た額以内の額）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は120,000円のいずれか低い額以内の額とする。

（施工業者）

第7条 補助対象工事の施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

2 補助対象工事の施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助対象者は、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象者の氏名及び住所が確認できる書類

(2) 工事同意書（様式第2号）（補助対象者以外の者が補助対象塀を所有している場合に限る。）

(3) 工事見積書（内訳明細が分かるものに限る。）

(4) 付近見取図、補助対象塀の配置図、補助対象塀の現況立面図その他工事概要が確認できる図面

(5) 市税に未納の額がないことを証する書類

(6) 補助対象塀が存する土地の所有者を確認できる書類

(7) 補助申請に関する申出書（様式第3号）

(8) 耐震改修計画（耐震改修工事の場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略さ

せることができる。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあっては青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第5条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- （1） 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあっては、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受けること。ただし、前条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出してその承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4） 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和8年4月1日から起算して10年間保管しておくこと。
- （5） 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- （6） 市長の承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があった場合は、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（状況報告及び実地調査）

第12条 市長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）、補助対象工事の施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことがある。

2 規則第8条第1項の規定による報告は、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業遂行状況報告書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、青森市ブロック塀等耐震改修支

援事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１） 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
 - （２） 補助対象工事に係る工事代金領収書又は請求書の写し
 - （３） 補助対象工事に係る工事に係る部分を部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真
 - （４） 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを工事監理者（耐震技術者に限る。）が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
 - （５） その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 2 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第 14 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 2 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助事業者、補助対象工事の施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者へ指示することがある。

（補助金の交付）

- 第 15 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後交付するものとする。

（補助金の請求）

- 第 16 条 補助金の請求は、第 14 条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業補助金請求書（様式第 10 号）を市長に提出して行うものとする。

（取扱方法）

- 第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
（要綱の一部改正の検討）
- 2 この要綱の実施の日以後において、この要綱に規定する事業の財源となる国又は県の補助金に係る要綱（以下「国県要綱」という。）の制定又は一部改正があったときは、国県要綱の内容を踏まえ、この要綱の見直しを行い、必要な改正を加えるものとする。